

学校企画運営委員会規則

第1条 (設置)

EJJC統合内部運用規定第16条に基づき「学校企画運営委員会」(以下「委員会」という)を設置する。

第2条 (任務)

委員会は、スラバヤ日本人学校幼稚園及び小中学部(以下「学校」という)の維持・管理・運営に必要な全ての事項を企画・立案し、理事会の承認を得てこれらを執行する実務執務機関として、また理事会より指示された事項について立案・答申する任務をもつ。

第3条 (任務の内容)

- 1) 学校の維持・管理・運営に必要な組織の編成・改組・規則・細則の立案
- 2) 委員会内部の役務の分担作成
- 3) 入園料、入学金、授業料、施設使用料、学校施設利用料、建設負担金、企業教育負担金等の立案
- 4) 学校の維持・管理・運営に必要な資金計画の立案及び予算・決算案の作成
- 5) 日本政府及びインドネシア政府当局に対する依頼、申請、報告等に関する文書の作成
- 6) 日本政府派遣教員を除く教職員の人事案及び給与案の作成
- 7) 日本政府派遣教員の受入に関する事項
- 8) 学校施設の改造・修理・増設等に関する企画・立案
- 9) 学校が作成する年間行事に関する協議
- 10) 学校関係他団体との折衝業務
- 11) その他、学校の維持・管理・運営に必要なと認められる事項に対する企画・立案・答申

第4条 (構成)

- 4-1 委員会は、次の10名の委員と企画運営委員長が必要と判断して招集した者によって構成される。
 - 1) 執行役員幹事-1名
 - 2) 学校長及び教頭-2名
 - 3) 幼稚園園長又は副園長-1名
 - 4) 在スラバヤ日本国総領事が指名する総領事館員-1名
 - 5) 執行役員会計兼監事-1名。但し、同会計は理事会の承認を得て、本委員会の収支会計責任者を別に指名することができる。
 - 6) 学校PTA会長及び同副会長と幼稚園保護者会長-3名
 - 7) 学校事務長-1名
- 4-2 委員会の委員長は執行役員幹事が兼務し、副委員長は同委員長の推薦により理事会で決定する。

- 4-3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在の場合は、委員長権限を代行する。

第5条 (任期)

- 5-1 委員の任期は、4月1日より翌年3月31日までの1年間とし、留任は妨げない。
- 5-2 委員に欠員が生じた場合、委員長が必要と認められた時は、委員長が後任者を選任し、理事会の承認を得るものとする。この場合、後任者の任期は前任者の残りの期間とする。

第6条 (委員会の会議)

- 6-1 定例会議は原則として毎月1回(8月を除く)開催し、臨時の会議は、委員長が必要と認められたとき、あるいは、学校当事者又は委員から会議の目的事項を示して要請があった時に開催する。
- 6-2 委員長が会議を招集・主催し、企画案・答申案を会議で集約するとともに、会議で議決された事項を理事会に付託する。
- 6-3 委員会の会議は、2/3以上の出席、或いは委任状によって成立し、その議決は出席者の1/2以上の賛成による。
- 6-4 委員会の会議は、その都度、学校教頭が議事録を作成し、会議終了後に出席者全員に確認する。
- 6-5 議事録は、委員長が学校事務局内に保管し、公開することができる。
- 6-6 学校事務局は、学校長の管理と指示のもとで教頭が監督して事務全般を担当し、活動内容に関連する記録・帳簿・書類等すべてを集中管理・保存しなければならない。

第7条 (会計)

- 7-1 学校の維持・管理・運営費は、理事会で承認された委員会の予算(幼稚園部会計・小中学部会計・施設会計及び学校維持会会計)に計上され、執行役員会計あるいは本委員会の収支会計責任者の指示により学校事務局で処理する。
- 7-2 委員長は、毎月の理事会において、委員会の収支月次報告及び予算対比を報告し、理事会の承認を得るものとする。

第8条 (その他の規則)

本規則に定めのない事項及び本規則の改正については、委員会の会議で出席した委員の過半数の同意により議決された後、理事会の承認を得るものとする。

第9条 (施行)

本規則は、2009年10月22日より施行する。
一部改正 2024年2月27日 2024年4月1日施行

学校維持会組織図

